

粉末消臭剤仕様書

1 適用

この仕様書は、公益財団法人神奈川県下水道公社（以下「公社」という。）が購入する粉末消臭剤に適用します。

2 納入場所

粉末消臭剤の納入場所は、次のとおりです。

処理場名	住 所	納入場所
柳島水再生センター	茅ヶ崎市柳島 1,900 番地	ストックハウス
酒匂水再生センター	小田原市西酒匂一丁目 1 番 54 号	ストックハウス、テントハウス

3 製品（品名指定）

納入する粉末消臭剤の製品は、次のどちらかとします。

製品名	製造会社
ライトクリスタル CN	(株)ウォーターエージェンシー
無臭元 C180-MR	無臭元工業(株)

4 納入数量等

粉末消臭剤の納入数量は合計 6,000kg で、納入予定月と各納入数量は次のとおりです。

処理場名	納入数量（袋数）	納入予定月
柳島水再生センター	1,500 kg（100 袋）	9 月
酒匂水再生センター	4,500 kg（300 袋）	7 月

なお、納入する粉末消臭剤は 1 袋 15kg 入りとし、外装には製品名、メーカー名、重量、製造年月日及び製造ロット番号を記載してください。

5 納入方法等

納入方法等は、次のとおりとします。

- （1）納入は、処理場ごとに納入し、公社職員の立会いのもと行ってください。
- （2）納入は、公社が指定する場所に受注者が直接納入してください。（宅配便不可）
- （3）納入は、公社が指定する日時に納入してください。

なお、納入日時は、平日の 9 時から 16 時（12 時から 13 時は除く）の範囲で指定します。

- （4）受注者は、納入時に事故等が発生しないよう十分な安全対策を講じてください。

6 その他

- (1) 受注者は関係法令を遵守してください。
- (2) 納入した粉末消臭剤の空袋は、受注者の責任で適正に処分してください。
- (3) 受注者の原因で発生した事故等の責任及びそれに伴う費用の一切の負担は、受注者が負うものとします。
- (4) 受注者の原因で設備等を破損した場合は、公社の指示に従い、受注者の責任で速やかに修理、復旧してください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策としては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（国土交通省）、「下水道管路管理業務における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）を参考としてください。
- (6) この仕様書に定める事項について疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項については、公社と受注者の協議によるものとします。